

## ○上越教育大学海外研修プログラム渡航費補助事業実施要項

(平成28年3月1日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生が海外研修プログラム及び短期海外研修プログラム（以下「海外研修プログラム等」という。）を受講する場合に奨学金を給付し、留学を支援するため上越教育大学海外研修プログラム等渡航費奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定める。

(資金)

- 2 奨学金は、上越教育大学基金をもって充てるものとする。

(給付対象者)

- 3 奨学金の給付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
  - (1) 本学に在学する学部学生及び大学院学生（非正規学生を除く。）であること。
  - (2) 本学が学生交流協定等を取り交わした協定校に、当該協定等に基づいて実施するプログラムに参加する者であること。

(給付額等)

- 4 奨学金の給付額は、1回の留学につき2万円とし、その給付は、別に定める予算の範囲内で実施する。

(奨学金の支給時期)

- 5 奨学金は、海外研修プログラム等の実施後、参加者に支給するものとする。

(奨学金の返還)

- 6 学長は、奨学金の給付後に虚偽の事実を発見したときは、委員会の議に付し、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(事務)

- 7 奨学金に関する事務は、財務課の協力を得て、研究連携課において処理する。

(雑則)

- 8 この要項に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、国際交流推進センター長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。